

# 社会福祉法人菜の花会評議員の報酬に関する報酬規定

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人菜の花会定款第8条の規定にもとづき、定款第5条の評議員に対しての報酬等に関して必要な事項を定めるものとする

(評議員に対する報酬)

第2条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員会及び研修会へ出席する役員に対しては、交通費等として5000円を支払うことができる。

(職務遂行の為の経費)

第3条 委員がその職務を行うために要する費用は実費弁償費を支給することができる。ただし、支給については理事会の承認を得るものとする。

(改廃)

第3条 この規定を改廃する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規定は、平成29年6月1日から施行する。